

養育費ADRとは？

養育費(子の監護に要する費用)について、裁判所ではなく、弁護士会で話し合うというものです。これから養育費を決める場合のほか、すでに決まっている養育費の増額・減額の話合いもできます。養育費の支払いを受ける側だけでなく、支払う側から申し立てることもできます。

養育費ADRの特長

その① 手続きがかんたん！

ウェブ上で申立てや答弁ができます。オンラインでの話合いも可能です。期日は3回まで。効率良く話し合い、早期の合意を目指します。

その② 弁護士が間に入るので安心！

弁護士が「あっせん人」として中立の立場で話し合いを進めます。養育費ADRの利用のために弁護士をつける必要はありません。



費用のめやす

期日を3回行って、和解合意が成立した場合、養育費ADRの利用にかかる費用の総額は、**当事者各 38,500円**です。

養育費ADRの費用

申立人、相手方の双方に以下の料金をお支払い頂きます。

- ① 申立手数料** 各 **11,000円**
相手方が養育費ADRの利用に同意し、手続きを開始するときにお支払い頂きます。
- ② 期日手数料** 各 **5,500円/回**
あっせん期日ごとに、期日開催前にお支払い頂きます。期日を3回行った場合、総計各 16,500円です。
- ③ 成立手数料** 各 **11,000円**
和解が成立した場合に、速やかにお支払い頂きます。

※一般あっせん手続へ移行した場合は、上記の料金とは異なります。

お問い合わせ

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL 03-3581-0031

(平日 9:30~12:00 / 13:00~16:00)



東京弁護士会 東京都千代田区霞が関一丁目1-3 弁護士会館6階

東京弁護士会ホームページ <https://www.toben.or.jp/>

東京弁護士会

紛争解決センター

●養育費ADR●

オンライン
対応



両親で支える
子の笑顔

話し合いで養育費を決める
弁護士会の手続です

両親で支える子の笑顔。 皆が納得「養育費ADR」

手続の流れ

◎養育費の分担のみを協議する手続です。

離婚そのものや面会交流など他のことも協議したい場合は一般あっせん手続をご利用下さい。

申立て

- Web上の「申立てフォーム」から申し立てます。
- 「申立てフォーム」の内容が相手方住所へ郵送されます。

相手方が「養育費ADR」の利用に同意

- 相手方も養育費ADRで話し合うことに同意する場合、Web上の「答弁フォーム」に自分の考え、言い分を書いて送ります。



申立手数料納付
／事前準備

あっせん期日（最大3回まで）

弁護士の「あっせん人」が中立の立場で、公平に当事者の言い分を聞きます。子どものために最善の合意ができるようお手伝いします。

- 期日はオンラインでも対面でも可能です。
- 期日ごとに 期日手数料をお支払い下さい。

和解 ※1

和解契約書作成 / 成立手数料納付

3回の期日で
合意に至らない場合

不成立（終了）

一般あっせん手続へ移行 ※2

※1 和解合意を両当事者の合意に基づき仲裁判断とすれば、裁判所の執行決定を得て、これに基づく強制執行が可能になります。

※2 養育費ADRから「一般あっせん手続」へ移行した場合、引き続き同じあっせん人が担当し、協議を継続することができます。各期日ごとに期日手数料が必要となり、また成立手数料は合意における経済的利益の額から算出されます。詳しくは東京弁護士会ホームページをご覧ください。